

# 県外の医療機関(福山市近隣を除く)や助産院(契約外)で

## 妊産婦健康診査を受ける方へ

県外の医療機関(福山市近隣を除く)や助産院(契約外)で妊産婦健康診査を受診する場合は、その窓口で支払われた妊産婦健康診査の費用について、市で定めた額を上限として、申請により助成いたします。

### 1 対象者(下記のすべてに該当する方)

- (1) 妊産婦健康診査受診日に浅口市に住所のある方
- (2) 浅口市の妊産婦健康診査の交付を受けている方



### 2 申請に必要なもの

- (1) 浅口市妊産婦健康診査費給付申請書  
(下記の窓口で受け取るか、又は浅口市ホームページからダウンロードも可)
- (2) 領収書、明細書の原本(医療機関から発行されている場合のみ)  
(健診受診日、医療機関等名、妊産婦氏名、保険適用外の健診費用、領収印のあるもの)
- (3) 未使用の妊産婦健康診査依頼票(産婦健診は裏面を記入したもの)
- (4) 母子健康手帳
- (5) 本人名義の金融機関名、口座番号、普通か当座の区別が分かるもの
- (6) 印鑑

※(1)から(6)の書類が整っていれば、代理申請も可能です。

※複数回健診を受けた場合は、一括して申請することが可能です。

※申請は妊産婦健診受診日から1年以内に行ってください。(できるだけ出産後に申請してください)

### 3 支払いについて

- (1) 審査後に支給決定通知書を郵送し、指定された口座に振り込みます。
- (2) 助成額は、市が定めた助成限度額か実際に健診費用として支払われた額のいずれか少ない方の額です。

(注)健診費用は、医療機関・助産院等で異なりますのでご了承ください。

### 4 注意事項

- (1) 健診結果を医療機関で記入してもらうことにより、証明手数料(文書料)を請求される場合があります。証明手数料(文書料)は、自己負担になりますのでご了承ください。
- (2) 払い戻した妊産婦健康診査の費用は、医療費として確定申告する場合は、浅口市から支払われた金額の残りの金額を申告することになります。くわしくは、管轄する税務署へお問い合わせください。

#### < 申 請 窓 口 >

健康推進課(健康福祉センター内) [Tel 44-7114]

金光総合支所 健康福祉課 寄島総合支所 市民生活課